

告 示

埼玉県告示第八百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北本学童保育の会うさぎっ子クラブ

三 代表者の氏名

林 紗矢香

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北本市北本三丁目百四十一番地二大島ビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、会員の協働による運営のもと、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な放課後の生活の場を築くことで、児童の心身とも健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立をはかることを目的とする。